

平成31年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成31年3月6日

午前9時 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓啓 係長 岡田光代

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	藤原伸宏	総務部長	加藤恵三
総務課長	仲村佳真	まちづくり政策課長補佐	曾谷博一
財政課長	福居哲也	税務課長	本庄徳光
住民生活部長	植村俊彦	住民生活部次長	黒崎益範
福祉子ども課長	浦野歩美	長寿福祉課長	中原潤
国保医療課長	猪川恭弘	健康対策課長	北典子
環境対策課長	東浦寿也	住民課長	関口修
都市建設部長	藤川岳志	都市建設部次長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	面巻昭男	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	栗本公生	生涯学習課参事	平田政彦

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長(伴吉晴君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) おはようございます。議長のお許しをいただき、通告書に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

最初に、児童虐待の防止対策についてでございます。1月24日、千葉県野田市の小学4年生の女子児童が父親の虐待により亡くなりました。学校をはじめ周りの大人たちに懸命にSOSを出していたにもかかわらず、また、尊い小さな命が犠牲となりました。本当に残念でなりません。栗原心愛さんの御冥福を心からお祈りをいたします。

そこで質問をさせていただきます。

1点目に、斑鳩町として把握をしておられる児童虐待の件数についてお伺いをいたします。

○議長(伴吉晴君) 植村住民生活部長。

○住民生活部長(植村俊彦君) 斑鳩町の要保護児童対策地域協議会におきまして管理をいたしております件数についてお答えをさせていただきます。

平成30年の12月末現在でございますが、身体的虐待児が28人、性的虐待児が1人、育児放棄児、いわゆるネグレクトと言われるものですが、これが20人、子どもの面前においての父から母、または母から父への暴力を振るうなどを見る心理的虐待児が21人、また若年出産や精神疾患など出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められます特定妊婦が3人となっているところでございます。

主な虐待者でございますが、実母が44人、実父が22人、内縁の夫が1人、その他が3人となっているところでございます。

○議長(伴吉晴君) 13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) ありがとうございます。我が斑鳩町におきましても、70人の子どもたちが何らかの虐待を受けているということでございます。

2点目に、斑鳩町の児童虐待に対する対応、また相談体制についてお伺いをいたします。

○議長(伴吉晴君) 植村住民生活部長。

○住民生活部長(植村俊彦君) 本町におきましては、児童虐待対応のための体制整備といたしまして、児童虐待等で保護を要する児童、また支援が必要とされる児童や保護者に対しまして、それぞれの子どもや家庭に最も効果的な援助を行うための情報交換や支援内容の協議を行う機関といたしまして、平成21年度から斑鳩町要保護児童対策地域協議会を設置しているところでございます。

この協議会には、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を置きまして、児童相談所、中和福祉事務所、郡山保健所、西和警察署、斑鳩町医師会、斑鳩町歯科医師会、町内の幼稚園・保育所、学校、そして町の行政など、各関係機関の委員が連携・協力のもと、要保護児童対策に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見、対応力の向上に努めているところでございます。

町に児童虐待の通告があった場合でございますが、休日・夜間等にかかわらず、担当者が直ちに安全確認を行いまして、必要に応じて児童相談所に通告することとしております。

また、虐待の可能性が高いと判断される場合などには、個別ケース会議を開催いたしまして、それぞれの子どもに最も効果的な援助を行うための情報交換や支援方法についての協議を行っているところでございます。

また、実務者会議におきましては、要保護児童対策地域協議会が支援を必要としている全ケースにつきまして、1件ごとに経過を確認をいたしまして、今後の支援内容の協議を行うほか、平成25年度からは、児童虐待を防止するための町独自の新たな取り組みといたしまして、児童虐待等防止補助員、通称で「子育て支援員」と名称をつけておりますけれども、この者を配置をいたしまして、町や児童相談所において児童虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認を行うとともに、保護者に対して継続的な相談援助等の支援を行っているところでございます。

さらに、平成30年4月、昨年4月からは、要保護児童対策地域協議会の調整機関であります福祉こども課に専門職として保健師を配属いたしてございまして、国が指定する基準を満たす義務研修をその者に受講させるなど、さらなる機能強化を図っているところでございます。

○議長(伴吉晴君) 13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) ありがとうございます。斑鳩町独自のさまざまな取り組みをいただいているということがよくわかりました。児童虐待の通告があった場合、休日・夜間にかかわらず、担当者の方が現場に駆けつけ、安全確認をいただいているということに感謝をいたします。

千葉県野田市の栗原心愛さんや東京都目黒区の船戸結愛ちゃんの事件では、転居に伴う児童相談所間の引き継ぎや児童相談所、学校、警察などの連携に不備があったと指摘をされておりま

3点目に、児童相談所との連携についてお伺いをいたします。

○議長(伴吉晴君) 植村住民生活部長。

○住民生活部長(植村俊彦君) 児童相談所との連携についてでございますが、斑鳩町の要保護児童対策地域協議会において管理する全ての児童、家庭の相談につきまして、日ごろから情報共有を行っているところでございます。

また、子どもの被害状況から、一時保護や施設入所が必要とされるなど、緊急性が高く、町での支援が困難な児童家庭相談につきましては、児童相談所へ通告し、立入調査や一時保護など迅速な対応を行っているところでございます。

また、児童相談所以外にも、西和警察署につきましても、実務者会議におきまして、全ての児童家庭相談について情報を共有しております。

それとともに、子どもの生命に危険を及ぼす可能性がある事案等については、直近の情報を提供するなど、その連携強化に努めているところでございます。

○議長(伴吉晴君) 13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) ありがとうございます。4点目に、連携とともに、各関係機関とのネットワークの強化も大切なことだと思いますが、この点についてはいかがでございましょうか。お伺いいたします。

○議長(伴吉晴君) 植村住民生活部長。

○住民生活部長(植村俊彦君) 児童虐待の早期発見や未然防止には、関係機関との連携が不可欠でございまして、本町におきましても、要保護児童対策地域協議会におけるネットワークの強化に取り組んでいるところでございます。

平成29年10月には、保健センターの中に子育て世代包括支援センターを開設をいたしまして、母子保健コーディネーターが妊娠、出産、育児に関する疑問や質問、あるいは相談に応じまして、医療機関や子育て支援機関と連携をいたしまして、切れ目のない支援を行うとともに、保健センターと要保護児童対策地域連絡協議会におきまして、毎月定例会議を行いまして、連携を図っているところでございます。

また、つどいの広場事業や子育て相談、保育所や幼稚園におけます地域の未就園児を対象にいたしました家庭支援講座や園庭開放など、さまざまな機関におきまして、子育てなどに関する相談の機会を設けることによりまして、要保護児童の早期発見や虐待の未然防止に努

めているところがございます。

さらに、平成30年の4月からは、要保護児童対策地域協議会が管理する全ての児童家庭相談ケースにつきまして、児童の情報や経過記録、児童生徒の出欠の状況、学校などの出欠の状況、会議の情報など、煩雑なデータを一括管理するシステムを導入いたしまして、要保護児童対策地域協議会の構成員におけます情報の共有、事実の確認、情報収集などを迅速かつ適切に行うことによりまして、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めているところがございます。

今後におきましても、児童虐待防止補助員をはじめ、民生児童委員、主任児童委員など、地域におけます関係機関とも連携して見守りの強化を行うなど、児童虐待の早期発見に努め、虐待の深刻化を防止していきたいというふうに考えているところがございます。

○議長(伴吉晴君) 13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) ありがとうございます。虐待は、生活困窮や社会的な孤立などによる生活のいらいらが子どもに向かうことで起きる場合も多いと言われております。

2016年の児童福祉法などの改正でも、児童虐待対策は早期発見、早期対応から発生予防にかじが切られたと言われております。

虐待で死亡した子どものうち、0歳児が半数を占めることから、妊娠、出産から子育てまで、切れ目のない支援体制、また困りごとを抱える家族に声をかけ、早急に支援をしていく、その支援拠点となる子育て世代包括支援センターの役目はますます重要になると思われま

す。この問題にかかわる全ての担当者の皆様の御苦勞に感謝を申し上げます。

未来を担う子どもたちが日々生き生きと成長できますように、どうかよろしくお願いを申し上げます。

2つ目の質問に移らせていただきます。斑鳩町のため池の防災・減災対策についてです。

平成30年7月豪雨では、広島県を中心として、32か所のため池が決壊をし、ため池の下流に大きな被害を与えました。

1点目に、斑鳩町のため池ハザードマップでは、全国ため池100選に選ばれている斑鳩ため池をはじめとして、5か所の防災重点ため池について詳しく表示されております。

この5か所の防災重点ため池について、耐震調査や対策についてお伺いをいたします。

○議長(伴吉晴君) 藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) ただいまご質問をいただきました防災重点ため池でございます。堤体高さ10メートル以上のため池、堤体高さ10メートル未満でも貯水量が10万立方メートル以上のため池、下流に人家や公共施設が存在し、施設が決壊した場合に、施設への影

響が大きいため池とされております。

本町では、いかるがため池、天満池、桜池、毛無池、慶花池の5つのため池を防災重点ため池と位置づけて、耐震調査及びハザードマップの作成に取り組んでまいりました。

ハード面の対策といたしまして、耐震調査を実施しております。

平成25年度から平成29年度にかけて、いかるがため池、桜池、天満池の3つのため池、平成30年度には毛無池と慶花池の調査を行っております。

これまで桜池につきまして、堤体の耐震性が確保されていないとの調査結果であったことから、今年度に事業計画等を策定いたしまして、平成31年度から県営事業として耐震補強工事などの対策を行うこととしております。

一方、ソフト面の対策といたしまして、ため池ハザードマップの作成を行い、昨年度にため池ハザードマップ、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップなどを1つの冊子といたしました斑鳩町防災ハザードマップを作成し、各戸配布をいたしております。

ため池ハザードマップでは、大雨などにより、万が一ため池が決壊した場合の備えといたしまして、安全な避難行動に役立てていただくための情報提供であることと、浸水想定区域図や避難場所、注意事項などを掲載いたしまして、減災対策に努めているところでございます。

○議長(伴吉晴君) 13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) 2点目に、5か所の防災重点ため池以外のため池についての対策はいかがでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) 防災重点ため池以外のため池についてでございますが、平成30年7月豪雨では、広島県、岡山県において多くのため池が決壊し、被災いたしました。

被災いたしましたため池のほとんどは、防災重点ため池に位置づけられていなかったことから、国は防災重点ため池の基準を見直し、ため池から100メートル以上500メートル未満の浸水区域内に家屋、公共施設などがあり、かつ貯留量が1,000立方メートル以上のため池などの4つの新基準を設けられております。

本町におきましても、平成31年度には、基準に該当するため池について、簡易氾濫解析調査を行い、決壊した際に下流に及ぼす影響などを判断をいたしまして、防災重点ため池の選定を見直してまいります。

すでに7月豪雨の後、8月中旬には、奈良県北部農林事務所の担当者とともに、大小合わせまして58か所のため池を現地踏査をいたしまして、目視により堤体、洪水吐、取水施設

等の緊急点検を実施をいたしているところでございます。

今後、新たに位置づけられました防災重点ため池につきましては、堤体高や堤体延長、貯水量、地番、管理者などを示しました諸元の作成や行政と施設管理者の連携体制の整備、地域防災計画への位置づけ、浸水想定区域図の作成等を行ってまいります。

また、新たな防災重点ため池の中でも、さらに影響が大きいと判断するため池につきましては、ハザードマップの作成や機能診断調査、緊急時の点検調査を優先するなどの防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(伴吉晴君) 13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) ありがとうございます。3点目に、住宅建設と農地転用によりため池の用水を利用する農地が減少するなどの課題、また平成30年7月豪雨では決壊による人的被害をもたらしたため池が防災重点ため池に選定されておらず、側道の未整備、緊急用のゲートの故障などがあり、十分な対策を行っていなかったという課題も生じております。

斑鳩町としての課題はどのようなことが考えられますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長(伴吉晴君) 藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) 当町におきましての課題というご質問でございます。

現在、斑鳩町における農業用ため池などの施設につきましては、各土地改良区及び地元の水利組合におきまして、日常の取水作業や維持管理、施設の整備に加えまして、大雨時の見回りや樋門の調整作業も行っているところでございます。

また、農地へ取水する水路やゲートなどの施設につきましても、各土地改良区及び地元の水利組合が維持管理されており、施設の新設や老朽化などによる改築、整備まで、町の土地改良事業補助金をご利用いただき、適切に行っているところでございます。

一方、町では、各土地改良区及び地元の水利関係団体に対しまして、農地・農業用施設に係る防災体制の強化と被害が発生した場合の措置の周知といたしまして、ため池、水路などの農業用施設の点検整備、通水障害を起こすおそれのある水門、樋門などの事前の安全確認、機能不全や脆弱な状態にある施設の応急整備について協議や相談、指導を行っているところでございます。

しかしながら、今後の農業施設の管理や整備につきましては、農業者の高齢化や担い手不足、遊休農地の発生が施設の適正な維持管理を阻害するものと考えられますことから、農業施策全般に通じる農地利用の最適化の推進を、農業委員会はもとより、各土地改良区や地元の水利組合、農家組合などの農業関係団体と連携し、農業施設の適正な管理に向けて取り組んでまいりたいと考えております。



○議長(伴吉晴君) 13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) ありがとうございます。住民の皆様の命を守り、日々の生活の安全・安心のため整備に努めていただきますように、よろしく願いを申し上げます。

それでは、3つ目に、緊急通報装置設置事業についてお伺いをいたします。

斑鳩町の65歳以上の高齢者人口は総人口の3割を占めております。高齢者だけの家族や1人で生活をされている方もたくさんいらっしゃいます。病気などで緊急に通報が必要なときに、この緊急通報装置は大変有用なものと思われまます。

1点目に、現在斑鳩町において何人の方がこの緊急通報装置を利用されておられますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長(伴吉晴君) 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長(黒崎益範君) 斑鳩町緊急通報装置貸与事業の利用人数は、平成31年2月末現在で177名であります。

○議長(伴吉晴君) 13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) ありがとうございます。

2点目に、この緊急通報装置の周知、広報についてはどのようにしておられますでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長(黒崎益範君) 斑鳩町緊急通報装置貸与事業の広報につきましては、地域包括支援センターにおいて、対象と思われる方には周知をさせていただいているところでございますが、毎年町広報紙に高齢者福祉サービスの特集として掲載するとともに、町ホームページ、高齢者ガイドブックにおいて周知啓発を実施しております。

また、それらの周知啓発方法に加え、行政出前講座や研修会等、あらゆる機会において民生児童委員や小地域福祉会等の皆様方にもお願いをし、このサービスが必要と思われる方にサービスについての周知を行っていただいているところでございます。

○議長(伴吉晴君) 13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) 斑鳩町として、ますます高齢者の方がふえ、独居老人の方もふえてまいります。緊急通報装置があることにより安心して暮らせることは大変大事なことと思っております。これからも十分な周知を図っていただきますように、よろしく願いをいたします。

最後に、地域包括支援センターの名称をわかりやすくすることについてお伺いをいたします。

住民の皆さんから、生き生きプラザにある「地域包括支援センター」の呼び名をわかりや

すぐできないかとのお声をよくいただいております。

職員の皆さんは、現場にすぐに駆けつけ、問題解決に当たってください、大変に評判がよいのですけれども、高齢者のお困りごとの相談をどこに言ったらよいかわからないとか、包括支援センターの名前も皆さんそれぞれ、「生き生き」とか「包括さん」とか、それぞれ呼んでおられます。高齢者の皆さんやご家族の皆さん、住民の皆さんに名前の浸透が余り進んでいないように思われます。

地域包括支援センターの仕事の内容などがわかりやすい愛称か名称をつけて案内表示するなどしてはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長(伴吉晴君) 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長(黒崎益範君) 地域包括支援センターの通称についてのご質問でございますが、高齢者の相談窓口であることがわかりやすいネーミングをつけることができないかというご質問ではございますが、この件に関しましては、議員のご質問の趣旨を踏まえた上で調査検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長(伴吉晴君) 13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) 住民の皆様にはわかりやすく、その働きが理解しやすい名前をつけていただき、表示をしていただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございます。

○議長(伴吉晴君) 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

次に、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。

1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) 議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一般質問させていただきます。

三代川についてなんですけど、今まで何度も何度も質問を繰り返してますけど、今回もまたそういう質問がたくさんあると思うんですけど、できれば早く改修してほしいなということなんですけど、1番目の質問として、なんのクリニックさんの前の土のう袋、ずっと置きっぱなしなんですけど、あれは景観的にどうかできないのかということで、よろしくお祈りします。

○議長(伴吉晴君) 藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) ただいまご質問いただきました三代川の土のうでございますけれども、三代川につきましては、奈良県郡山土木事務所によりまして、昭和46年に大和川

合流地点から河川改修事業に着手をして現在に至っているところでございます。

町道306号線の興留5丁目付近では、三代川改修が未整備ということのために、大雨時には河川から溢水し、道路に冠水するという状況から、ご指摘のように土のうを設置し溢水を防止しているというところでございます。

土のうの設置時期につきましては、平成29年度までは梅雨時期前の5月中に設置し、台風時期を過ぎた12月には撤去をしておりましたが、現在では、年間を通して設置している状況でございます。

理由といたしましては、昨今の異常気象による気象の変化から、季節に関係なく、長雨や局所的な豪雨を観測しております。例えば、平成29年12月や平成30年1月、3月には、それぞれ日雨量20ミリを超える日を観測しており、本年も2月28日に日雨量20.5ミリを観測をしている。こういう状況のことから、土のうの設置につきましてはご理解を願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(伴吉晴君) 1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) せっかくそういうふうに住民の安全を守っておられるんですけど、できましたら何か別のものでもそういうものがありましたら景観的にもいいんじゃないかと、またその辺をご検討していただきたいと思います。

それでは、2番目の、その後の県の三代川の改修の考え方と時期ということなんですけど、改修計画において、富雄川へ放水計画があると思うんですが、その考え方と実施時期を教えてください。よろしく願いします。

○議長(伴吉晴君) 藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) ただいまご質問者からお示しいただきました三代川の放水路でございます。これは東洋シール南西部の三代川から富雄川まで約220メートルの区間に放水路を建設することによりまして、三代川本線の負担軽減を図ることを目的として検討されている計画でございます。

なお、この計画につきましては、河川整備計画等の変更が伴うことから、学識経験者からの意見聴取、関係機関や関係住民の皆様方からの意見聴取も行う必要があるということから、河川整備計画が変更されるまでは具体的な整備時期等については未定であるということをお知らせいたします。

○議長(伴吉晴君) 1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) 県のほうも何かやる気を出してもらったというんですけど、ちょっとこの前、県のほうから聞いたら、前向きにしているということで、町のほうも県と

連携とってできるだけ早く、三代川全体を改修していただくのが一番いいんですけど、そういう計画があるんでしたら、一日も早くしていただきたいと思います。

それでは、2番目の入札の大型化についてということなんですけど、今年度の入札において、小中学校空調設備や下水道工事、数億円の単位の発注となっています。

入札環境が大型化する中で、メリットとデメリット、町はどのように考えているのか、お聞かせ願えますか。

○議長(伴吉晴君) 加藤総務部長。

○総務部長(加藤恵三君) ご質問の、町における入札の大型化についてでございますけれども、町といたしましては、発注工事の入札規模を大きくしていくというような方針はございませんので、まずその点をご理解を賜りたいと思います。

この個々の工事を発注する際には、設計内容や施工期間等を十分勘案して、その発注規模を決定しておりまして、結果的に質問者がおっしゃられる小中学校の空調整備工事ですとか、公共下水道工事の発注規模が大きくなったというところでございます。

次に、その工事の発注規模を大きくすることに伴いますメリットとデメリットについてでございます。

まず、メリットにつきましては、資材調達や資格が必要な技術員の配置などに係る費用の縮減が期待をできる。いわゆるスケールメリットが挙げられるものでございます。

一方で、デメリットにつきましては、数億円規模の発注工事となりましたら、それに対応できる経営力等が求められますので、受注可能な事業者が限られることになり、その結果として、小規模事業者の受注機会が減少することが考えられるということでございます。

○議長(伴吉晴君) 1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) メリットありデメリットありなんですけど、それでは2番目の災害時、地元業者ということなんですけど、協力体制というのはどうなっているのか。大型化ということで、小規模、地元の受注発注が少なくなるのかなと思っていたので、これは法人税にも影響があると考えております。

災害時の協力体制にも懸念が生じるんじゃないかと思うのですが、災害時に地元業者との協力体制はどのようになっているのか、お教え願えますか。

○議長(伴吉晴君) 藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) 近年、全国各地で甚大な被害をもたらす地震や風水害等の自然災害が発生しており、本町におきましても、道路や河川、公園などの公共施設が被災を受けた場合には、早急に復旧できるよう日ごろからその体制について整えているところでござい

ます。

特に、現場の復旧作業に当たりましては、地元建設業者の皆様方の協力体制は必要不可欠となっておりまして、

現在、斑鳩町では、迅速な災害復旧体制を確立するために、毎年度、地元建設業者の方々から災害緊急時に提供をしていただける建設機械や資材、派遣をしていただける作業人数などの把握を調査をさせていただいております。その回答によりまして、協力体制の構築を図っているところでございます。

また、平成29年度に発生をいたしました台風21号では、三代川下流部の道路が冠水し、ごみなどの散乱によりまして、通行不能となる事象が発生しております。

その当時も、斑鳩町建設業協会を窓口といたしまして、多数の建設業者の皆様方により1日で復旧をしたという実績もございます。

こうしたことから、災害時には、町民皆様の財産である公共土木施設が早期に復旧できるよう、今後も地元建設業者の皆様にご協力をいただき、災害復旧体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

○議長(伴吉晴君) 1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) 地元と連携をとられるということはすごい大事なことでございますので、災害時、南海トラフもここ何年かで70%の確率で起きることなんで、今起きても不思議じゃないと思いますので、十分その辺をよろしくお願いします。

その次に、3番目として、その災害が起きたときの災害協定の締結、物資やその他支援活動において民間業者との締結、災害締結をされているのは、現状はどうなっているのか、お教え願えますか。

○議長(伴吉晴君) 加藤総務部長。

○総務部長(加藤恵三君) 防災に関する民間事業者との協定の締結状況でございます。現在、斑鳩町のほうでは、10の事業者と締結を行っているところでございます。

その内容についてでございますけれども、食料や飲料などの提供に関する内容といたしまして、イオン株式会社西日本カンパニー、奈良県農業協同組合、敷島製パン株式会社、ダイドードリンコ株式会社及び市民生活協同組合ならコープの5事業者と締結を行っているところでございます。

また、災害時における被災町民の連絡先等の相互提供等に関する内容といたしましては郵便局と、あと電気設備の応急復旧に関する内容といたしましては奈良県電気工事工業組合、また医療救護に関する内容といたしましては斑鳩町医師会、あと町民及び帰宅困難となった

観光客の避難場所として、法隆寺の施設利用に関する内容といたしましては法隆寺さんと、あと災害時における登記相談業務等に関する内容といたしましては公益社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との間で合計10の協定の締結をさせていただいているところでございます。

○議長(伴吉晴君) 1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) 私はこれを締結どういうところがあるのかという質問をさせていただいたのは、地元の日東紙器さんというダンボール屋さんがあるんですけど、災害のときに各県とダンボールベッドの締結を行っている。各市町村では少ないということなんですけど、これは締結を行うだけでダンボールベッドは日東紙器さんが管理してくれるということで、できましたら、災害のときに、体育館の床に冷たいところに寝るとか、そういうのがございますので、ぜひともダンボールベッドだけではないとは思いますが、そういう締結だけですむんでしたら、締結を行って、住民さんの、もしあってはならないんですけど、災害が起きたときに、そういう地面に寝るということを避けていただきたいと思います。これは一応提案しておきます。

続きまして、3番目の補償制度についてなんですけど、補償している場所と経緯、なぜ補償するのか、補償というのはどういうものであるか。これもまあいろんな議員さんからなんべんも聞いておられると思いますけど、よろしくお願いします。

○議長(伴吉晴君) 植村住民生活部長。

○住民生活部長(植村俊彦君) 先般の平成30年9月議会での一般質問と一部同様の回答となりますことを御了承いただきたいと思います。

ごみ処理施設やし尿処理施設、火葬場などの衛生施設につきましては、周辺自治会、周辺住民の皆様のご理解とご協力のもと設置運営ができています。

また、これらの衛生施設の設置に伴う都市計画決定の際には、周辺自治会の同意が必要となりまして、各自治会とは施設設置に関する覚書を締結いたしまして、その覚書に基づき周辺対策事業、いわゆる補償事業を実施しているところでございます。

本町におきましては、昭和52年に稼働をいたしましたし尿処理施設の鳩水園、昭和57年に稼働いたしましたごみ処理施設の衛生処理場、昭和59年に稼働をいたしました最終処分場、平成9年に稼働いたしました町営火葬場におきまして、周辺自治会との協議、覚書締結に基づきまして、周辺対策事業、補償事業を実施してきたところでございます。

なお、衛生処理場につきましては、平成23年度末で焼却処理を廃止いたしておりますので、平成24年度以降新たな補償要望というのは受けていないというところでございます。

なお、この補償につきましては、あくまでも周辺地域、地元自治会に対して行うものでございまして、集会所等の建設あるいは道路や水路の整備などの公共性があり、地域の皆様に有益となる事業に対して実施するものでございまして、地域や自治会など、地元の総意として合意形成を図っていただいた上で補償の要望をいただいているというところでございます。

個人のみ利益にしかならない事業や費用対効果の低い事業などにつきましては、たとえ要望があったといたしましても、お応えをできない場合もございまして。

また、補償要望につきましては、自治会代表者とその内容等を確認しながら、町といたしましても、公共性や費用対効果も含めまして十分精査いたしますとともに、町の予算にも限りがあることをご理解をいただきまして、実施箇所に優先順位をつけていただく。あるいは単年度施工ではなく複数年での施工、さらには施工方法などもできるだけ費用のかからない方法で効果的に実施できるようお願いをしているところでございます。

○議長(伴吉晴君) 1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) わかりました。それでは、その2番目の質問として、その期間、補償期間ですね、入札について、補償の期間はいつまで補償するのか。また、補償工事の業者を選定または入札になぜならないのか、入札しないのかということをお教えいただけますか。

○議長(伴吉晴君) 植村住民生活部長。

○住民生活部長(植村俊彦君) 衛生施設の設置に伴う補償事業につきましては、先ほども申しあげましたとおり、周辺自治会、周辺住民の皆様のご理解とご協力のもと、施設の設置運営ができておりました。各自治会とは施設設置に関する覚書を締結して、その覚書に基づき周辺対策事業を実施しているところでございます。

このことから、覚書に基づく要望事項につきましては、地元自治会と協議の上、今後に対応していく必要があるものと考えているところでございます。

この周辺対策事業、補償事業につきましては、覚書締結以降、その事業を進捗させてきている状況でございます。今後、この覚書の内容、要望事項等も踏まえる中で、この補償の事業のあり方につきましても、十分地元自治会と協議を進めていく必要があると考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、入札やこの補償事業の業者の選定についてでございます。

町道の整備や土地改良事業による農道整備など、町で施工、実施する補償事業につきましては、町におきまして、地方自治法の規定に基づき入札等による業者選定を実施しているところでございます。

しかし、そのほか地元施工によります補償事業につきましては、町で入札等の業者選定を

行うことはできませんので、地元自治会におきまして、入札または見積もり合わせなどによりまして業者を選定していただくこととなります。

地元施工の補償事業費の交付申請時には、私どもも3社以上の見積書等を添付していただくなど、適正な業者選定を行っているというところでございます。

○議長(伴吉晴君) 1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) よくわかりました。

それでは、4番目の質問に移らせていただきます。法隆寺参道のバス停についてなんですけど、今、県のほうでiセンターのほうに移動されて、私が不思議に思ったのは、あそこでいったんとまって、また国道のところととまってというような2か所、何がこういうふうになっているのか、ちょっとわからなかったんで質問させていただきました。わかる範囲で結構なんでお答え願えますか。

○議長(伴吉晴君) 藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) ただいまご質問いただきましたバス停の移動した理由でございます。平成30年3月議会におきましても同様のご質問いただいております。同じようなお答えになりますことをご了承願いたいと思います。

奈良交通バスの法隆寺門前の停留所は、従前は県道法隆寺線の東側道路の北側に設けられておりましたけれども、当該バス停留所には、バス利用者が待合施設がなく、観光客の皆様から雨よけやトイレ施設の設置を求める声があったところでございます。

当町では、法隆寺周辺地区は歴史文化拠点であるとともに、多くの人が集う観光拠点といたしまして、歴史的な町並みの保全整備を進めながら、多様化する観光ニーズに対応した魅力ある観光、商業施設の立地を促進するなど、法隆寺の観光を中心とした「拠点通過型観光」から法隆寺周辺地域及び広い範囲でのまちあるきを楽しむことができる「散策・回遊型観光」への転換を図ろうと、さまざまな観光事業を展開をしているところでございます。

こうしたことから、法隆寺iセンターに近接する場所にバス停留所を移設することによりまして、法隆寺iセンター付近に観光アクセスを集約いたしまして、ターミナル化を図ることで、iセンターの持つガイド機能、インフォメーション機能をより活用できるような環境を整え、お客様の利便性と快適性の向上を図ったところでございます。

また、バス利用者をはじめ、来訪者の導線を法隆寺参道の歩道に誘導することによりまして、沿道商店への経済効果も期待できるものと考えたものでございます。

さらに、当該バス停留所に隣接いたします法隆寺観光自動車駐車場用地におきまして、今年度からは斑鳩町マルシェ宿泊施設等誘致事業による宿泊施設及び店舗等のまちあるき拠点



づくりに取り組んでいるところでございまして、観光客へのサービスの提供とにぎわいの創出にも大きく効果が期待できるものと考えたものでございます。

○議長(伴吉晴君) 1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) ありがとうございます。

それでは、最後、5番目の質問に移らさせていただきたいと思います。

この5番目に、1番と2番と書いておりますが、もう回答のほうは一括で結構です。公共工事、取得される土地の価格、土地交換時に発生する格差、代替地が欲しいという方がおられて、違う場所に土地を紹介して、それで路線価が違うということで、その辺の格差が生じるという、そういう場合の方法というのか、処理の仕方というのをお聞かせ願えますか。

○議長(伴吉晴君) 藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) まず1点目の公共事業に係ります用地買収の価格につきましての決定の方法でございますけれども、これは不動産鑑定評価の資格をお持ちでございます不動産鑑定士に委託をいたしまして、買収する価格を決定することを基本といたしておるところでございます。

また、ご質問の代替地を取得される場合の代替地と事業用地の格差につきましては、格差が生じた場合には、その格差につきましては、土地、代替地以外はその差額について金銭で補うということではいたしているところでございます。

○議長(伴吉晴君) 1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) ありがとうございます。それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長(伴吉晴君) 以上で、1番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

10時10分まで休憩いたします。

(午前 9時46分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○議長(伴吉晴君) 再開いたします。

次に、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) それでは通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、国・県が進めようとしている水道の広域化、民営化の問題点についてということで書かせていただいております。

以前にですね、建設水道常任委員会でも町の担当課から報告がありましたが、奈良県は県域水道一体化を目指すとして、平成38年を目標に、県下市町村の上水道を一体化し、経営統合を進めようとしています。

またですね、昨年12月の国会で水道法が改定されました。その内容については、後ほど質問いたしますが、これらの国・県の動きはばらばらのものではなく、同じ方向を向いたものであり、結論から言いますと、私たちが毎日口にする水道の運営を、最終的には民営化しようとするものではないかというふうに危惧をしています。

こうした国・県の動きに対して、町はどのような認識を持ち、どのような姿勢で臨もうとしているのか、お尋ねをしていきたいと思えます。

では、まず1点目の、昨年12月の国会で成立した改正水道法の目的・内容とメリット、デメリットについてお尋ねをいたします。

○議長(伴吉晴君) 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長(谷口裕司君) まず、改正水道法の目的についてでございます。平成30年12月第197回臨時国会でございますが、で可決成立したもので、その目的につきましても、全国的にも老朽化した水道施設の更新や耐震化がおくれ、漏水事故や断水のリスクが高まっているとともに、人口減少社会を迎えて経営状況が悪化し、小規模で脆弱な水道事業者では水道サービスを継続できないおそれが生じているなど、水道事業は深刻な課題に直面している状況を受け、水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給することを目的に制度改正されたものでございます。

次に、主な内容でございますが、スケールメリットを生かし、効率的な事業運営が可能として、広域連携の推進、水道管の計画的な更新や耐震化を進める基礎として、適切な資産管理の推進、民間の技術力や経営ノウハウを活用できることとして多様な官民連携の推進などが示されております。

メリット、デメリットにつきましては、それぞれの事業者が持つ経営状況や運営状況により大きく左右されますが、改正法に定められた手法をいかにうまく活用するかで状況が大きく変わると考えており、総論的には、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足などの水道の直面する課題に対し、水道の基盤強化を図るための一助となるものとされております。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 今、全国それぞれ自治体で運営している水道ですね、について課題がたくさんあるということについては私も認識をしていますが、この水道法ですね、これまで

は水道を計画的に整備し、水道事業を保護育成するというのが水道法の目的でありましたが、それがですね、水道の基盤を強化するというふうになり、経営の改善が主目的となりました。

経営の改善とはどういうことか、端的に言いますと、経費を少なくするということになるかと思えます。そして、その目的を達成するための手段として、官民連携の推進、いわゆる民営化の手法が盛り込まれました。

これはですね、コンセッション方式と呼ばれる仕組みですが、2点目の質問になりますが、コンセッション方式とはどういうものか、お尋ねをいたします。

○議長(伴吉晴君) 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長(谷口裕司君) コンセッション方式と申しますと、国や地方公共団体が上水道や下水道、ほか公共施設の所有権を所有したまま施設を運営する権利を民間事業者を設定する仕組みで、運営権を得た企業は、自治体がPFI法に基づき、その範囲内で利用料金を設定、徴収し、収入を事業運営に充てるといった手法でございます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 今の、要はですね、施設は町のもので、事業者としての責任も町にあって、運営権を民間事業者に渡して、そこでですね、民間事業者が収益を上げると。簡単に言うとそういうことだというふうに思うんです。

ここで心配されるのが、民間事業者の収益確保のために、過剰な経費節減、削減による水質の低下ですね。また、利用料金の高騰です。ひとたびコンセッションの契約をすれば、民間事業者の情報は企業秘密として情報公開されず、料金が妥当なのかということを議会で議論することもできなくなるというおそれがあります。

またですね、このコンセッションの契約につきましては、一般的に20年とものすごく長期にわたり、短いスパンで事業の見直し等ができなくなることや、途中解約をすれば民間事業者から損害賠償を請求されるというおそれもあり、こうしたリスクを伴うものであるということが指摘をされています。

実際にですね、海外のほうでは、水道の民営化を導入したところがたくさんあるんですけども、今申しあげましたように、料金の高騰や水質の低下など問題が多数起きてですね、再び公営化に戻す動きというのが広がっています。

例えば、フランスのパリですと、料金の高騰に加えて民間企業の不透明な経営が問題となり、再公営化されています。また、フィリピンのマニラでは、水道料金が4倍から5倍にはね上がるといったもの。ドイツのベルリンでは、28年で契約したものの14年で契約を解

消し、経営権を買い戻すのに1,700億円もかかって、それが水道料金に上乗せされ、水道運営の民営化の失敗のつけはですね、市民にのしかかってくるといったものがございます。

また、アメリカのインディアナポリスというところですね。ここも20年の契約をしたが、そのまま水が飲めないほど水質が悪化し大問題になり、10年で早期解約をしましたが、手数料が30億円もかかったというように、海外の先進国ではこの水道の民営化というのが既に破綻をしている例が多数報告されています。

少なくとも267件が公営化に戻っているとのこと。住民のライフラインである命の水は、民間ではなく公営で運営してこそ安全・安心が保たれるものだというふうに私は考えます。

では、次にですね、3点目の奈良県が進めようとしている県域水道一体化の目的とメリット、デメリットについてお尋ねをいたします。

○議長(伴吉晴君) 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長(谷口裕司君) 12月議会の一般質問におきましてもご答弁をさせていただきましたが、県域水道一体化に対するメリット、デメリットにつきましては、それぞれの市町村におきまして大きな違いがあると考えております。

しかし、現状で一般的に考えられます範囲でご説明をさせていただきますと、まず施設整備、維持管理面で市町村域にとらわれない施設の統廃合、効率的更新、人材・技術力確保、管理体制の強化、緊急時の体制強化が期待できるということ。

また、経営面におきましては、システム統合等による業務の効率化、更新等に係る投資軽減が期待でき、料金制度など、さらなる効率化が考えられるところでございます。

また、統合に当たりましては、国からの補助金や交付金が活用できることや、県営水道エリアの全市町村が経営統合した場合、県の用水供給事業に係る部分に新たな経営母体が運営することになりまして、経営負担が軽減されると考えられるところでございます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 先ほどの質問もそうでしたが、メリットについては主に答弁いただけてますが、デメリットについてのお答えがないというふうに思うんです。

とにかくですね、県が今、特に奈良モデルと呼ばれる広域化などを進めようとしていますが、消防の広域化もそうでしたが、ものすごくスケールメリットやですね、効率化によって経費が安くなるというような数値を示してきます。

でも実際ですね、この水道の場合で言いますと、県域水道一体化に斑鳩町が参加をすると水道料金は下がることになるんでしょうか。

一体計画ではですね、市町村に対し、浄水場を廃止して県営水道100%に転換しようという奨励をですね、県が進めてますけども、この計画を見るとですね、県営水道の経営を安定化させようという姿勢しか見えてきません。

今でもですね、県水、県営水道の給水量は県が持っている水利権量の半分程度しかありません。それでもですね、毎年県営水道の会計は10億円以上の利益を上げています。

今後ですね、この水の需要が減っていく、人口減少等、それはどこも一緒なんですけども県のほうも水の需要が減っていくということが予想されており、現在の県下市町村が自己水を維持したままですと、県の将来予測では、平成52年の段階でこの10億円ある毎年の黒字が3億円程度に減ってしまうという見込みが示されています。

これがですね、奈良市以外の市町村が自己水を廃止して県水、県営水道100%にした場合は、県営水道は現在と同程度の給水量を維持できるという見通しになっています。

そしてですね、県は今、市町村が県営水道に転換しやすいようにと140円の供給単価を130円に引き下げるとともに、基準水量を超えて県水を買う自治体に対しては、原価割れの90円という単価で県水を供給していますが、それでも斑鳩町の自己水の供給単価に比べれば非常に高いと思います。

そこでですね、現在の斑鳩町の自己水の給水単価、供給単価は幾らかお尋ねしたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長(谷口裕司君) 現在町が保有しております給水原価並びに供給単価でございますが、平成29年度末決算の単価でございます。給水原価につきましては約236円、そして供給単価につきましては216円といったところでございます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) ちょっと今数字で言うと、私が県の供給単価で言うた金額よりも高く部長おっしゃいましたけども、町でつくっている水のほうが高いんですか。町で自己水で供給する水道のほうが原価が高くなっているということですか。

○議長(伴吉晴君) 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長(谷口裕司君) 現在のところ、県水70%、自己水30%の割合で配水しておる状況でございますが、自己水をつくるに当たりましては、県水を除いた部分の単価でつくっているということでございます。ですから、実際、県水のみで給水するといったしましても、ご存じのとおり130円の単価で供給できるということではなく、その配水管の維持管理、もしくは人件費等々の費用が上乗せになってきますので、実際に130円で供給できる

ということではございません。ですから、実際、自己水も含めた単価で計算いたしますと、給水単価では236円、供給単価では216円といった数字になってくるところでございます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 以前にですね、県営水道が料金を引き下げされてですね、斑鳩町の水道料金も引き下げをされたというふうに思うんです。思うというかしたんですけども、その際に、今後、今の料金設定のもとで、中長期の今後の水道の経営について見通しはどうかとお尋ねをしたところ、今の料金でいけますというお答えが返ってきていました。

それをですね、県水100%にした場合に、斑鳩町の負担と水道会計の今後の見通しはどのようになるのか。次の4番目の質問に当たりますが、これについてお尋ねをしたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長(谷口裕司君) 県営水道100%になった場合、当町の水道事業におきましては、配水管や給水管などの管路施設の維持管理や定期的な更新は必要となっておりまして、それ以外の取水井戸の整備や井戸から浄水施設までの導水管、そして老朽化してまいります水をつくるための施設や設備の改築、更新などについては要らなくなっております。

そのようなことから、水道施設の更新費用などの投資額が抑制され、それに伴います減価償却費、企業債の発行額及び支払利息などが減少し、自己水を維持していく場合に比べ、水道水をつくるための原価であります給水原価は若干減少する見込みではございます。

今後の水道事業会計の見通しといたしましては、中期計画期間におきましては、現行の料金水準の維持に努めながら、人口減少に伴います水需要の減少など、将来の事業環境の変化に対応し、持続可能な経営基盤の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 現在の料金については維持をしていくという、していける方向で探っていくということですが、確かに実際に県下の水道がですね、きちっと統合されて効率的な運営を図れば、本来、維持管理費というのは安くなるものだというふうに思うんです。

ただですね、この水道の運営については、もちろんその財政的な部分が大きいんですけども、それだけで見てはいけないというふうに思うんです。

近年ですね、大規模災害が多発的に発生しておりまして、そうした場合に、県の水道ですね、一体化計画を見ますと、浄水場を奈良市の緑ヶ丘、県の御所、県・桜井の3か所に集約するという計画になっておりますけども、これらはですね、奈良盆地の端のほう、ふちにあるんですね。長距離の送水管で水を送っていることになります。

そうするとですね、この奈良盆地周辺に走っている活断層が南海トラフ地震などで動き出したときにですね、送水管の破損が考えられて、水が来なくなるということがあると思うんです。

そうしたときに、自己水を持っておくそうですね、災害時に住民の皆さんのライフラインをしっかりと確保できるという観点からも、私はこの県域水道一体化に対してですね、安易に参加するというのは非常に危険ではないかというふうに思っています。

これらのことを総合的に勘案してですね、5点目の質問に移りたいんですけども、県域水道一体化に対する町の考え方について、町長の見解をお示しいただきたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 中西町長。

○町長(中西和夫君) 県域水道一体化の件でございますけども、先ほど谷口次長のほうからこのメリット等いろいろ説明をしていただきました。

斑鳩町におきましては、原水は地下水をくみ上げて利用しております。それによりまして、井戸、またそれから上水道までの導水管の管理、また上水施設の管理といった、いろんな面がかかってくるわけでございますけども、その面につきましては、今後も一体化になることによって費用の負担はかからないというような形で、一定のメリットはあるという考えはございますけども、先ほど木澤議員が言われておりますように、その民営化にすることによっての問題等、いろいろこれはあるわけでございます。

また、今の浄水場自体は県の中で3か所というようなこともございますけども、震災等の関係等考える中ですね、実際その3か所でいいのかどうかというようなこともいろいろ問題になってくると思います。

これはまた今後ですね、県のほうでも作業部会等開かれて、いろいろ協議していくわけでございますので、その中でまた協議をしながら、その都度また議会のほうにも報告させていただきたいというふうに思いますので、今のところ情報等が限られた情報だけですので、またその都度協議はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 今、町長のほうからですね、きちっと議会にも報告して相談をいただけるということなので、我々のほうもですね、斑鳩町の住民にとって、この県域水道の一体化、また国の進めようとしている法改正に伴う民営化がプラスになるものなのかどうかという点についてはきちっと見極めをしていきたいというふうに思うんですが、ただですね、この県域水道一体化のスケジュールを見ますと、平成31年に一体化の推進協議会を設立して、平成32年に一体化に関する覚書を39市町村と県で交わすというふうになっているんです。

そうなりますとですね、実際にはあと1、2年で町は判断を迫られるということになるんじゃないかなと。いったん覚書を交わしてしまうと抜けられないということになると思いますので、ここです、やはりしっかりと判断をしなければいけないというふうに思いますので、これについては、今町長がおっしゃっていただきましたように、きちっとやっぱり精査をしてですね、議会とも相談いただいて判断をしていくということを守っていただきたいなと思います。

この上水道の運営というのは、毎日住民の皆さんが口にするものですし、災害時のライフラインでも、災害時じゃなくてもライフラインでありますけども、住民の皆さんの命にもかかわると言っても過言ではないものでありますので、非常に慎重な判断を求めているというふうに思います。

以上で1点目の質問については終わります。

それでは2点目の質問に移りますが、次にですね、幼児教育、保育無償化の実態についてお尋ねをしたいと思います。

政府はですね、昨年12月の28日、関係閣僚会議を開き、幼児教育・高等教育無償化の制度具体化に向けた方針というのを発表しています。

2019年の10月、消費税10%への引き上げによるその財源を活用して無償化を実施するというものです。

幼児教育・保育の無償化自体は国際的な流れでもありますし、その前進については強く望まれるものですが、今回の無償化提案に限っては国民の切実な願いに応えるというよりも、2017年の総選挙の安倍政権の目玉策として打ち出されたものであり、内容も十分練られておらず、保育関係団体などからは賛成よりも懸念や批判の声が多く上がっているという状況です。

また、今回の無償化によって、自治体、町ですね、町の負担やまた対象世帯の一部に負担がふえると、そういうことになる階層があるという指摘もありまして、実際に実施された場合の町内での影響について、今回お尋ねをしておきたいというふうに思います。

では、まず1点目ですが、国が10月から実施しようとしている幼児教育・保育無償化の目的、内容についてお尋ねをいたします。

○議長(伴吉晴君) 植村住民生活部長。

○住民生活部長(植村俊彦君) 10月から実施が予定されています幼児教育・保育無償化につきましては、少し議員も触れられましたように、若い世代が理想の子ども数を持たない理由のひとつとして、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからというのが最大の理由となってお



ることから、重要な少子化対策のひとつとして、ことし10月に予定されております消費税率の引き上げによる財源を活用して、幼児教育等の無償化をはじめとする負担軽減措置が講じられるというものでございます。

また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を担うものでありまして、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障するということは極めて重要なことでもありますことから、イギリス、フランスや韓国においても幼児教育の重要性を踏まえ、幼児教育の無償化の取り組みが進められているというふうに聞いております。

今回の制度の内容につきましては、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用者負担額を無償化することとともに、新制度の対象とならない幼稚園や認可外保育施設等の利用者への給付制度も創設されます。

また、就学前の障害児の発達支援につきましても、あわせて無償化を進めていく等の方針が国から示されておりまして、関係する法案が今通常国会に提出されているというところでございます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 今、部長のほうから制度、目的の全体について報告いただき、答弁いただきましたが、そもそもですね、消費税を財源にすると、増税をですね、ということで、実際に保育料等が無償化されても、その消費税によって取られるわけですわね。ですから、無償化、軽減になっているのかどうかという点については非常に疑問があります。

そんな中ですね、そのことを今議論してもしょうがないのでしませんが、これが実際に実施された場合ですね、特に新年度予算にかかわるんですけども、国・町の費用負担の割合とですね、制度実施前後の町の費用負担額の比較についてお尋ねをいたします。

○議長(伴吉晴君) 植村住民生活部長。

○住民生活部長(植村俊彦君) 費用負担の比較ということでございますが、幼児保育の無償化の費用負担割合については、まず国が2分の1、県4分の1、町4分の1となっておりますが、ただ、町立の施設につきましては、町が10分の10負担するということになっております。

次に、この制度の実施前、実施後の町の費用負担額の比較についてでございますが、まず保育所でございますが、現在の在園児数等の見込から試算をいたしますと、平成31年度は10月から3月分の保育料が無償となりますことから、私立保育所及び町外の公立保育所の入所児童分としましては、全部で1,550万8,000円の保育園保育料の歳入がマイナ

スになるということになりますので、町の負担は、その4分の1の387万7,000円でございます。

町立保育所につきましては、これはもう10分の10ですので、2,298万6,000円の保育料が町の負担となるわけでございます。

ただ、市町村の負担、地方負担、市町村だけじゃないですけども、市町村等の地方負担につきましては、国の地方財政計画に全額計上されまして、地方消費税や地方交付税により財政措置がされるという予定となっているところでございます。

なお、平成31年度につきましては、地方消費税の増収分がわずかでありますことから、市町村等の負担に相当する額について、子ども子育て支援臨時交付金が交付されるということになっております。

このことから、制度的には無償化によって町の負担がふえるということはないものと考えております。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 当初、この無償化を国が実施することによって、公立で言うと10割町が負担しなさいよということだったんで、持ち出しのほうがもう非常にふえるんじゃないかと心配をしたんですけども、それについては全国の市長会などからも抗議の声が上がって国のほうがきちっと措置をすると。そういうことになるのかどうか、まだわからないんですけど、今部長のお答えで言いますと、31年度については交付金という形で100%賄われるということを知って安心しましたが、その32年度以降についてはどうなるかわからない。交付税で措置しますというふうには言っているものの、交付税自体がそもそも限度のあるものの中で、そのうちを市町村に振り分けるということなんで、必要な金額がきちっと国のほうから措置されるのかどうかという点については、またしっかり見きわめをしていただきたいですし、今後の動向についても注視をしていただきたいというふうに思います。

それでですね、町の負担については、31年度は持ち出しはないと。逆にだいぶ浮くというか、負担が減ることになるんじゃないかなというふうに思いますが、こちらの町がこれまで負担していた分が、31年度ですね、負担がなくなるという分の金額については今わかりますか。

○議長(伴吉晴君) 植村住民生活部長。

○住民生活部長(植村俊彦君) 保育所保育料の31年度の町負担分につきましては、国の財政措置100%行われたと仮定しますと、現在は本町の保育料につきましては、国の基準額の約85%で設定をしておりますので、残りの15%分がこれまで町が負担していたという部

分が国の財政措置として入ってくるということになりまして、それが約660万円と試算しております。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) すみません。先ほどから、部長のほうで保育所のほうの金額について示していただいたんですけど、幼稚園のほうはどうなんでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 藤原教育長。

○教育長(藤原伸宏君) 教育委員会関係の所管いたします幼稚園につきましてご答弁をさせていただきます。

まず、先ほどのですね、先のご質問のことになるんですけども、幼児教育と保育無償化の費用負担割合につきましては、先ほど部長から答弁をしたとおりでございます。

まずですね、次に制度の実施前、実施後の町の費用負担額の比較につきまして、現在の在園児数から見込みで試算をいたしますと、10月から3月分の保育料が無償となりますことから、町立幼稚園については約400万円の保育料及び150万円、いずれも10分の10でございます、の入園料が町の負担となります。

次に、新制度未移行の私立幼稚園については、10月から3月分の新たな無償化補助金の交付に係る歳出としまして約2,800万円必要になるに対しまして、町の負担は700万円。負担割合は4分の1になると試算しております。

なお、従来の私立幼稚園就園奨励費補助金の交付では約700万円、そのうち町の負担は約500万円、これは3分の2でございます、が必要となってまいります。

これらの町の負担につきましては、先ほど住民生活部長が答弁しましたように、平成31年度は臨時交付金、平成32年度以降につきましては地方消費税及び地方交付税等により財政措置がされるようになっておりますので、幼児教育無償化によります市町村の負担額がふえることはないというふうに考えているところでございます。

そして、最後のご質問の件でございます。これにつきましては、まず町立の幼稚園でございますけれども、1号の認定者の利用料として、政令で定める上限額の範囲で市町村が具体的な額、月額6,100円を設定しており、その全額が無償化の対象となります。

また、新制度の未移行の私立幼稚園につきましては、月額2万5,700円を上限として無償化をされます。

新制度未移行の私立幼稚園の場合でございますけれども、現在月額、失礼しました、ほとんどの県内私立幼稚園につきましてはですね、新制度に移行にはされていないという状況でございますけれども、一例を挙げますと、例えば町内にございます法隆寺幼稚園で申しあげます

と、現在月額2万1,900円の保育料を設定をされていますので、この保育料に相当する額を無償化補助金として交付することになります。

こういったことから町立幼稚園、また新制度未移行の私立幼稚園につきましては、町の負担が軽減されるということとはございません。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 幼稚園のほうでも、保育園と同じように31年度は交付金で賄われるということで、町の持ち出しはふえないよということですが、その後のところちょっとわかりにくかったですけども、そのことについては、もともとと言われていた町の負担がふえるのではないかという懸念については払拭できているのかなという点について確認をさせていただきました。

また先ほど申しあげましたように、32年度以降どうなるのかについては注視をしていきたいというふうに思います。

それとですね、今回実費負担を本人に求めるということで、保育料自体は無償化をされるということですが、新たに実費負担を求められる部分が出てくるということで、町内の対象者の世帯の負担が逆に重くなってしまわないかと、逆転現象が起きるという点の指摘をされていますけども、実際に斑鳩町内でそういう逆転現象というのは起こり得るものなんでしょうか。その点についてもお尋ねをいたします。

○議長(伴吉晴君) 植村住民生活部長。

○住民生活部長(植村俊彦君) ちょっと質問にお答えさせていただく前に、ちょっと私、言葉が足りませんで、申しわけないんですが、先ほど保育料の15%、660万円が町の負担としては軽減になるということで、31年度は確かに交付金として入ってくるというところなんですけれども、ただ現時点では、国における制度の詳細とか財政措置について確定しているというものではございませんで、また32年度以降につきましては、無償化の財源については地方消費税の増収分を活用するということが言われておりますので、消費税引き上げによる景気動向によりまして、その増収額が大きく変化することも想定されます。

このことから、町の負担軽減が必ず図れるかどうかということは、現時点ではまだ不透明な状況でありますことから、景気動向などについては今後は注意していかなければならないというふうに思っているということで、これを付け加えさせていただきます。

次の、今、ご質問いただいております実費分ということでございますが、保育所におきます食材料費、副食費の食材料費ですね。これについての取り扱いのご質問ということかと思えます。

これまでも、基本的には実費徴収分を保育料の一部として保護者が負担をしてきておりましたことから、無償化に当たっても、この考え方を維持するという事となっております。

現行の2号認定子ども、満3歳以上で保育認定を、保育所ということですが、この方の副食費につきましては、保育料に含まれて現在は徴収をさせていただいていると。これが無償化に伴い、保育料から副食費が控除される予定となっております。

しかし、無償化に当たりまして、この2号認定の子どもさんの副食費につきましては、実費徴収化とした上で、国の基準上の第4階層、所得割の課税で5万7,700円未満の方、年収に直しますと約360万円未満相当の世帯でございますが、この一部からその下の層といえますか、基準額が下がっていく層につきましては、負担軽減を図るということとされておりますことから、国から今回示された副食費、大体4,500円というふうに聞いておりますけれども、この実費徴収をすることとなりましても、本町におきましては、現状より保護者に負担を大きくなるということではなくて、全ての保護者が負担軽減されるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 実費徴収されることになっても負担がふえることはないというふうに答弁いただきましたが、ちょっと傍聴の方もいらっしゃいますので、保育料がその360万円未満でですね幾らになるのか。その金額を教えてくださいかね。それ聞かないとわかりづらいと思うんで。

○議長(伴吉晴君) 植村住民生活部長。

○住民生活部長(植村俊彦君) 本町の「第4階層の1」相当でございますが、まず保育の標準時間の方で申しあげますと、3歳未満児の場合で2万1,000円、それから3歳児の場合で1万8,500円、4歳以上の場合でも1万8,500円でございます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 要は、その4,500円とることになっても、最低でも1万8,500円の保育料が無償化、免除されるということになるので、負担はふえないということで理解をしておきます。

そうしましたら、3点お尋ねしてきましたけども、今回、無償化、消費税を財源にすること自体は非常に問題があるというふうに思っておりますが、31年度については斑鳩町の負担もふえないし、保護者の皆さんの負担もふえないということで確認をしておきます。

そうしましたら、この質問については終わります。

次に、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、公共施設の耐震化について、あげさせていただいております。

これも先ほど出てきました大規模地震ですね、の多発によって、防災の観点から全国的に建物の耐震化が進められてきました。斑鳩町でも、まずは学校からということで、早い段階から計画的に耐震化を進めてきた経緯があります。

そして、私の認識ではですね、学校の耐震化については終わっているというふうに思うんですが、それ以外の公共施設の耐震化についてはまだ終わっていなかったというふうに理解をしています。

こうした状況のもとです、先日、奈良県の公共施設の耐震化率が全国ワースト1位だということで非常におくれているという話をお聞きしました。

なんでも奈良県文化会館などは耐震化されていないことから、イベントなどのキャンセルが相次いでおり、現在も県議会ではこの問題の対応について激しく議論が交わされているというふうにお聞きしています。

またですね、この問題がテレビで報道されたのか、斑鳩町の町民の方からも、耐震化を放置してきた県に対する怒りの声とともにですね、斑鳩町の公共施設の耐震化の状況はどうなっているのか、斑鳩町は大丈夫なんですよねと、心配の声が寄せられています。

こうしたことから、今回、公共施設の耐震化の状況についてお尋ねをしたいと思います。

それでは、1点目の斑鳩町内の公共施設の耐震化の状況と町の認識についてお尋ねをいたします。

○議長(伴吉晴君) 藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) ただいまご質問いただきました斑鳩町内の公共施設の耐震化ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

公共施設につきましては、住民の方の生活の場となる施設、あるいは多くの住民の方々がご利用していただける施設、災害時に防災拠点となる施設などおいたしまして、平成31年2月28日現在、42施設86棟存在しているところでございます。

そのうち、昭和56年6月以降の建築物や耐震改修済みなどの耐震性を有する棟数が74棟ございまして、耐震化率は86.0%という状況になってございます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 今、耐震化率が86.4%というふうにお答えいただきましたが、それではですね、残っている耐震化されてない建物についてはどのようなものがあるんでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) 先ほどの答弁の中で、耐震化率は86.0%ということですので、よろしく願いいたしたいと思います。

それとですね、今ご質問いただきましたところでございますけれども、昭和56年以前に建築されたものでございまして、耐震改修が未実施の公共施設につきましては、平成31年2月28日現在で6施設、12棟ということになってございます。

施設といたしましては、斑鳩町観光会館、衛生処理場、鳩水園処理棟、町営正隆寺団地、町営高塚団地、町営興留東団地、以上でございます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 今、6つの施設で残っているということでお答えいただきましたが、そのうち観光会館などは31年度で廃止をするという方向性が決まっていたり、あとですね、衛生処理場だとか、鳩水園などについては、一般的に住民の皆さんが日々立ち入るといようなものではないと思うんですが、残り3つは町営団地ですね、町営住宅、こちらについてはまだ住んでおられる方がいらっしゃるかと思うんですが、その状況を教えてもらえますか。

○議長(伴吉晴君) 藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) ご指摘いただいております町営団地にはまだお住まいをいただいている方々が何名かおられます。この方々に対しましても、耐震性能を有してないということにつきましてご説明を申しあげた上で、現在、耐震性を有しております町営住宅への移転等をお願いをしているという状況でございますけれども、いかんせん家賃等の問題がございまして、なかなか進展をしていないという状況でございます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) これにつきましては、以前からですね、町のほうも取り組みは進めていただいているものの、なかなか移転はしていただけないということで、難しい面があるかとは思いますが、やはり南海トラフなんかも来ると言われる中でですね、やはり安全なところに移っていただくというのが大事だと思いますので、今後も取り組みを進めていただきたいと思います。

あとですね、観光会館は廃止をする方向だということですが、衛生処理場だとか鳩水園、こちらについては、耐震化の計画というのはあるのでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) 今ご指摘いただきました各施設でございますけれども、今後の方針ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、それぞれの公共施設、それぞれの性質や耐震性能の実情等がございまして、それぞれ踏まえまして、今後その管理について

は、今後方向性を決めていくということに、各施設なってございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) それについては、今後決めていくと。町民の皆さんは余り立ち入りませんが、職員さんいますので、これにつきましても、早期に耐震化を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それとですね、2点目のほうの質問なんですけど、県内の他の自治体と比較して、斑鳩町の耐震化率がどういう状況にあるのか。何番目なのかと。これも住民の皆さんの関心事項でありますので、わかるようでしたら、お尋ねをしたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) ただいまご質問いただきました当町の県内における耐震化率の状況ということでございますけれども、現在県内のほかの自治体の耐震化率についてはですね、統一的な基準に基づいた数値が公表されていないという状況でございますので、申しわけございませんが、当町と比較をするということができないという実態でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 公表されていないということでしたら比較はできないと思いますので仕方がないかと思いますが、前段のほうで聞かせていただいた分については、住民の皆さんが立ち入る部分、町営住宅はまた別ですけども、役場ですとか、公民館ですとか、そういったところについてはもう耐震化は済んでいるということで、避難所に指定されている場所についてもきちっと耐震化がされているということについては確認ができましたので、残りの部分について、また進めていただきますように要望して、この質問については終わりたいと思います。

それでは、4点目の質問に移らせていただきます。4点目はですね、補聴器購入費用助成制度の創設についてということであげさせていただいております。

以前からですね、高齢者の方よりですね、耳が聞こえなくなったので補聴器を買いたいけど斑鳩町では補助制度はないのかということ聞かれることがたびたびありました。

私も、実際に購入された方の話を聞いてびっくりしたんですが、補聴器は結構高いんですね。安いものでも3万円くらい。高いものになると50万円くらいするというものもあると。このこと、こうしたことから、補聴器を買えないという人も当然出てくるというふうに思うんですが、ちょっと調べますと、この高齢化によって聴力が衰えてくると、他人の言ってい



ることがよく聞き取れなかったり、会話がうまく成立しないということが起こり、周囲とのかかわりを避けるために外出を控えるなどして、肉体的にも精神的にも不健康な状態に陥ってしまうというケースがあるとのことでした。

残念ながら、高齢化による難聴はですね、一般的には補聴器をつけるという形でしか対応はできないとのことなので、高齢者の皆さんの健康維持のためにも、町として補聴器を活用いただける環境づくりが大切だというふうに考え、質問に上げさせていただきました。

それでは、1点目ですね、現在活用できる制度というのがどのようなものがあるのか。また、制度を利用されている方が町内でどれぐらいいるのか。お尋ねをしたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 植村住民生活部長。

○住民生活部長(植村俊彦君) 補聴器の購入の助成や給付につきまして、現在本町におきましては、障害福祉施策といたしまして、2つの事業を行っているところでございます。

1つ目は、障害者総合支援法に基づきます「身体障害者(児)補装具の交付」というものでございまして、その対象は聴覚障害に係る身体障害者手帳を所持している方となっております。給付実績でございますが、平成30年度におきましては17件交付をいたしましたというところでございます。

もう1点は、これは高齢者ではございませんが、「難聴児補聴器購入費の助成」というものでございまして、こちらは奈良県の補助を受けての町の事業ということであります。対象は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の方でございまして、この事業の目的は、補聴器を使用することによりまして、当該難聴児の健全な発達を支援しまして、その福祉の増進を図るというものでございます。なお、申請に際しましては、医師の意見書などの必要書類で対象児の聴力の確認を行っている給付事業ということでございます。助成事業ということでございます。平成30年度におきましては、1件助成をさせていただきました。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 今、2つ制度についてお答えいただいたんですが、高齢者の方のほうはですね、身体障害者手帳を取得しないと助成の対象にならないということでした。子どもさんのほうはですね、身体障害者手帳を取得する前の段階というのか、中程度、軽中程度の難聴についても対象だということですが、まさにその高齢者の方からも言われているのが、身体障害者手帳を取得するまでに至らない部分ですね。中・軽程度の方の難聴に対して、それでもやっぱり補聴器を購入してつけるほうが前段で言いましたような健康維持につながるということですね、私はぜひですね、斑鳩町として、そういった方が補聴器を買う際の金額

について助成をするという制度を創設していただきたいなというふうに思いますが、これについて町はどのようにお考えでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長(黒崎益範君) 補聴器の購入に係ります助成の制度につきましては、先ほどご質問でお答えをさせていただきましたとおり、聴覚の身体障害者手帳6級以上を取得すれば補助金を受ける制度がございます。そしてまた、奈良県の補助を受けた町の施策といたしまして、町内に住所を有する18歳未満の難聴児に対し補聴器の購入助成の制度のご案内を行っているところでございます。

本町といたしましては、生活するにおいて支障を来すほど耳が聞こえない、聞こえにくい場合は、聴覚の身体障害者手帳を取得した上で、障害者制度による補助の利用をしていただきたいなというふうに考えており、現在のところは手帳を取得できる基準以外の方への助成は考えておりませんが、補聴器を必要とする相談を受けた場合には、まず身体障害者制度のご案内をさせていただいているところでございます。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 町のほうとしては、身体障害者手帳を取っていただきたいなということで、相談には対応しているということですが、今後ですね、この補聴器、身体障害者手帳を取得するに至らない方についても補助の対象にしていただくと、町独自の制度をつくらせていただきたいなというふうに思うんです。

全国的に市町村、自治体独自でその補聴器の購入に対して補助をつくっているところがあります。例えば千葉県浦安市ですとか船橋市などは、年齢対象でいうと65歳もしくは70歳以上の方で非課税世帯ですね、医師の証明を受けていて、それも軽・中程度、40デシベルから60デシベルの間ですね、費用助成としても上限を3万5,000円とか2万円とかいうふうに設けて、助成を行っています。

こうした先進的な自治体がありますので、斑鳩町でもそれを参考研究していただいてですね、制度創設について前向きに検討していただきたいなというふうに思うんです。

この話は担当課のほうにもさせていただいてますけども、実際にですね、先進自治体で取り組んでおられる方のその申請の状況ですね、対象はどれぐらいになるのか等について、数字を把握していただきたいなと思います。

○議長(伴吉晴君) 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長(黒崎益範君) 先進地の状況についてのご質問でございますけども、例えば、斑鳩町でそれを実施するとすれば、どのような状況になるかというようなご質問ございま

すね。

それにつきましては、事業の対象の範囲や助成額等をどのように規定をするかということで、対象者数や助成額は大きく変わってくるということにもなります。

全国的にはまだ市町村独自でその高齢者の補聴器の購入費を助成している市町村は少ないというふうな状況ではございますが、その現在、市町村独自で実施をしている議員がおっしゃいます浦安市や船橋市の規定で推計を行ってみますと、65歳以上の高齢者で難聴のため補聴器が必要であると医師に診断を受けた方で、所得状況を勘案しないと規定をしている浦安市では高齢者の約0.34%の申請がありますので、斑鳩町の人口規模に置きかえますと、対象者は約29名となり、支給上限額の3万5,000円を乗じますと約100万円の助成額が必要となります。

そしてまた、所得税非課税世帯と規定をしている船橋市では、高齢者の約0.05%の申請がありますので、斑鳩町の人口規模に置きかえますと、対象者は約5名となり、支給上限額2万円を乗じますと、約10万円の助成額が必要というふうになります。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) よく調べていただきまして、ありがとうございました。

所得制限を設けないというほうで100万円、所得制限を設ける非課税の方を対象にしたら10万円程度の財源が、斑鳩町であれば、この制度はできるということなんで、斑鳩町の年間予算が80億から90億程度ですね、ということを見ると、私はできない制度ではないというふうに思うんです。

ただ、すぐに実施できるかということ、そうはいきませんので、これについては、先ほど申しましたように、導入に向けて前向きに検討していただきたいというふうに思いますが、これ町長いかがでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 中西町長。

○町長(中西和夫君) 導入に向けての検討ということでございます。先ほど次長のほうからもいろいろ説明させていただきました。その中でですね、今まで近隣の自治体、今のところこういう形で補助を出しているところはございません。そこから、斑鳩のほうでその辺の考え方ということでございますが、ある程度この問題等について、もうちょっと調査をさせていただきたいというふうに思います。その中でまた担当とも協議させていただきながら、どういうふうな方向に持っていくか、また方向性を示させていただきたいというふうに思います。

○議長(伴吉晴君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) ただいま町長のほうからきちっとお返事をいただけるということを確認

認いたしましたので、そのことを確認いたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は、午前9時から予算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時09分 散会)